

第 55 回通関士試験

『 2 』

関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び
外国為替及び外国貿易法（第 6 章に係る部分に限る。）

試験問題（時間 1 時間 40 分）

注意事項

- 1 問題の解答は、別紙の答案用紙に記入してください。
- 2 答案用紙に氏名、受験地及び受験番号を忘れずに記入してください。
- 3 問題集及び答案用紙の再交付はいたしません。
- 4 第 6 問から第 15 問までの問題については、解答のすべてが正解した場合のみ得点が与えられます。

【選 択 式】 —— 第1問～第5問：各問題5点 第6問～第15問：各問題2点 ——

第1問 次の記述は、関税法における用語の定義に関するものであるが、()に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

- 1 「外国貨物」とは、(イ) 貨物及び外国から本邦に到着した貨物（外国の船舶により（ 口 ）で採捕された水産物を含む。）で輸入が許可される前のものをいう。
- 2 「内国貨物」とは、(ハ) 貨物で外国貨物でないもの及び本邦の船舶により（ 口 ）で採捕された水産物をいう。
- 3 「特殊船舶」とは、本邦と外国との間を往来する船舶のうち、外国貿易船以外のものをいい、（ ニ ）並びに海上における保安取締り及び海難救助に従事する公用船を除く。
- 4 「沿海通航船」とは、(ホ) 以外の船舶をいう。

- | | |
|---------------------------|----------------|
| ① 外国に仕向けられた船舶又は航空機に積み込まれた | ③ 外国の軍艦 |
| ② 外国に向けて運送が開始された | ⑤ 外国の軍艦、自衛隊の船舶 |
| ④ 外国の軍艦、遠洋漁業船 | ⑦ 外国貿易船及び特殊船舶 |
| ⑥ 外国貿易船 | ⑩ 本邦で生産された |
| ⑧ 公海 | ⑨ 排他的経済水域 |
| ⑪ 本邦と外国との間を往来する船舶 | ⑫ 本邦にある |
| ⑬ 輸出の許可を受けた | ⑭ 輸入の許可を受けた |
| | ⑯ 領海 |

第2問 次の記述は、関税の延滞税に関するものであるが、()に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

- 1 延滞税の額の計算の基礎となる関税額が（イ）未満である場合においては、延滞税が課されず、延滞税の額が（ロ）未満である場合においては、これを徴収せず、当該延滞税の額に百円未満の端数がある場合においては、これを切り捨てる。
- 2 延滞税が課される場合において、（ハ）により税額等に誤りがあったため法定納期限後に未納に係る関税額が確定し、かつ、その事情につき（ニ）があったときは、その税額に係る延滞税については、当該法定納期限の翌日から修正申告をした日又は更正通知書若しくは賦課決定通知書が発せられた日までの日数に対応する部分の金額が免除される。
- 3 延滞税が課される場合において、税関長が国税徴収の例により換価の猶予をしたときであって、納税義務者がその事業又は生活の状況によりその延滞税の納付を困難とする（ハ）があると認められるときは、関税法第12条第8項第1号ロの規定により、税関長は、その猶予をした関税に係る延滞税につき、猶予をした期間に対応する部分の金額のうち（ホ）を限度として、免除することができる。

- | | | |
|------------------|--------------|------------|
| ① 千円 | ② 五千円 | ③ 一万円 |
| ④ 二万円 | ⑤ 三万円 | ⑥ 五万円 |
| ⑦ 客観的な理由 | ⑧ 財務大臣の承認 | ⑨ 税関長の確認 |
| ⑩ 税関長の承認 | ⑪ 担保の提供に係る金額 | |
| ⑫ 当該税関長が適当と認める金額 | | ⑬ 特別の事情 |
| ⑭ 納付が困難と認められる金額 | | ⑮ やむを得ない理由 |

第3問 次の記述は、輸入の許可前における貨物の引取りに関するものであるが、()に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

- 1 外国貨物(特例申告貨物を除く。)を(イ)の後輸入の許可前に引き取ろうとする者は、(ロ)に相当する担保を提供して税関長の承認を受けなければならない。
- 2 (ハ)については、税関長は輸入の許可前における貨物の引取りの承認をしてはならない。
- 3 税関長は、輸入の許可前における貨物の引取りの承認を受けて引き取られた貨物に係る税額等につき(ニ)と認めた場合には、当該申告に係る税額及びその税額を納付すべき旨等を、書面により、当該引取りの承認を受けた者に通知することとされており、(ホ)は、その税額に相当する関税を納付しなければならない。

- | | | |
|-----------------------------|---------------------|---------------------|
| ① 課税標準額 | ② 関税額 | ③ 関税の率が無税とされている外国貨物 |
| ④ 原産地について直接に偽った表示がされている外国貨物 | | |
| ⑤ 国内販売価格 | ⑥ その納税申告がされていない | |
| ⑦ その納税申告に誤りがある | ⑧ その納税申告に誤りがない | |
| ⑨ 担保の保証人 | ⑩ 当該貨物の仕出し人 | |
| ⑪ 納税義務者 | ⑫ 変質又は損傷のおそれがある外国貨物 | |
| ⑬ 本邦到着 | ⑭ 輸入申告 | ⑮ 予備申告 |

第4問 次の記述は、保税地域に関するものであるが、()に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

- 1 關稅法第34条の2の規定により、保税地域（保税工場及び保税展示場を除く。）において貨物を管理する者は、その管理する外国貨物（信書を除く。）又は輸出しようとする貨物（信書を除く。）についての（イ）なければならないこととされている。
- 2 指定保税地域においては、外国貨物又は輸出しようとする貨物につき、（ロ）、簡単な加工その他これらに類する行為で（ハ）を行うことができる。
- 3 保税蔵置場に外国貨物を入れる者は、当該貨物をその入れた日から（ニ）（やむを得ない理由により必要があると認めるときは、申請により、税關長が指定する期間）を超えて当該保税蔵置場に置こうとする場合には、その超えることとなる日前に税關長に申請し、その承認を受けなければならない。
- 4 保税蔵置場にある外国貨物（輸出の許可を受けた貨物を除く。）が亡失し、又は滅却されたときは、（ホ）から、直ちにその關稅を徵収する。

- | | | |
|-----------------------|--------------|----------------|
| ① 1月 | ② 3月 | ③ 6月 |
| ④ 改装 | ⑤ 税關職員の検査を受け | ⑥ 税關長に届け出たもの |
| ⑦ 税關長の確認を受けたもの | | ⑧ 税關長の許可を受けたもの |
| ⑨ 帳簿を設け | | ⑩ 当該外国貨物の所有者 |
| ⑪ 当該外国貨物を置くことの承認を受けた者 | | |
| ⑫ 当該保税蔵置場の許可を受けた者 | | ⑬ 法令遵守規則を定め |
| ⑭ 保税作業 | ⑮ 見本の展示 | |

第5問 次の記述は、関税暫定措置法第8条の2第1項の特恵関税制度に関するものであるが、()に入れるべき最も適切な語句を下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

- 1 関税暫定措置法第8条の2第1項に規定する特恵受益国等を原産地とする物品について、同項の特恵関税の適用を受けようとする場合において、当該物品が次に掲げるものであるときは、当該物品に係る原産地証明書を税関長に提出することを要しない。
 - (1) 税関長が(イ)によりその原産地が明らかであると認めた物品
 - (2) 課税価格の総額が(ロ)以下の物品
 - (3) 特例申告貨物である物品(特恵受益国原産品であることを確認するために原産地証明書の提出の必要があると税関長が認めるものを除く。)
- 2 関税暫定措置法第8条の2第1項の特恵関税に係る原産地証明書は、税関長がやむを得ない特別の事由があると認める場合を除き、その証明に係る(ハ)に、当該物品の輸出者の申告に基づき(ニ)又は当該原産地証明書の発給につき権限を有するその他の官公署若しくは商業会議所その他これに準ずる機関で税関長が適当と認めるものが発給したものでなければならない。
- 3 関税暫定措置法第8条の2第1項の特恵関税に係る原産地証明書は、災害その他やむを得ない理由があるとして税関長の承認を受けた場合を除き、その証明に係る物品(郵便物を除く。)についての輸入申告の日において、その発給の日から(ホ)以上を経過したものであってはならない。

- | | | |
|-------------|-----------------|-----------|
| ① 3月 | ② 6月 | ③ 1年 |
| ④ 一万円 | ⑤ 十万円 | ⑥ 二十万円 |
| ⑦ 原産地の税関 | ⑧ 仕出地にある本邦の在外公館 | |
| ⑨ 物品の原料又は材料 | ⑩ 物品の種類又は形状 | |
| ⑪ 物品の製造の際 | ⑫ 物品の製造方法 | ⑬ 物品の輸出の際 |
| ⑭ 物品の輸入の際 | ⑮ 輸入国(地)の税関 | |

第6問 次の記述は、関税を課する場合に適用する法令に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 総合保税地域に置かれた外国貨物で、総合保税地域に3月を超えて置くことが承認されたものについては、当該承認の時の属する日の法令による。
- 2 保税地域に置くことが困難であると認め、税関長が期間及び場所を指定して保税地域以外の場所に置くことを許可した外国貨物で亡失したものについては、当該許可の時の属する日の法令による。
- 3 輸入の許可を受けないで輸入された貨物（輸入申告があったもの及び公売に付され、又は随意契約により売買されるものを除く。）については、当該輸入の時の属する日の法令による。
- 4 同一品目について関税定率法別表に規定する税率（基本税率）と関税暫定措置法別表第1に規定する税率（暫定税率）とがある場合においては、基本税率は適用されない。
- 5 輸入貨物が、関税暫定措置法第8条の2第3項に規定する特別特恵受益国の原産品であり、かつ、経済連携協定の締約国の原産品である場合、輸入者は、原産地の証明等の必要な手続を行うことにより、特別特恵税率又はその経済連携協定税率のいずれかの税率の適用を受けることを選択することができる。

第7問 次の記述は、関税の確定及び納付に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 國際的な運動競技会において使用される物品として関税定率法第17条第1項（再輸出免税）の規定により、その関税の免除を受けて輸入された貨物が、個人的な使用に供することとなつたことにより徴収する関税額の確定については、申告納税方式が適用される。
- 2 課税標準となるべき価格が20万円以下の郵便物であっても、その郵便物を輸入しようとする者から当該郵便物につき関税法第67条の輸入申告を行う旨の申し出があった場合には、当該郵便物に対する関税額の確定については、申告納税方式が適用される。
- 3 申告納税方式が適用される貨物（特例申告貨物を除く。）を輸入しようとする者は、関税法第67条の規定に基づく輸入申告書に、当該貨物に係る課税標準のほか、その税額その他必要な事項を記載して、これを税関長に提出することによって、当該貨物に係る関税の納付に関する申告をしなければならない。
- 4 関税定率法第8条第1項の規定により、貨物、当該貨物の供給国及び期間を指定し、当該指定された供給国に係る当該指定された貨物で当該指定された期間内に輸入されるものについて課される不当廉売関税の額の確定については、賦課課税方式が適用される。
- 5 税関長は、本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入する貨物に対する関税に係る決定をする場合には、賦課決定通知書又は納税告知書の送達に代えて、税関職員に口頭で当該決定の通知をさせることができる。

第8問 次の記述は、関税の納期限に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 税関長は、災害その他やむを得ない理由により、関税の納期限までに当該関税の納付をすることができないと認める場合には、財務大臣が当該理由に係る地域及び期日を指定する前であっても、納税者の申請により、期日を指定して当該納期限を延長することができる。
- 2 特例輸入者が、期限内特例申告書を提出し、かつ、その特例申告に係る関税を納付すべき期限に関し、特例申告書の提出期限までにその延長を受けたい旨の申請書を税関長に提出した場合において、当該税関長が関税法第7条の8第1項の規定による担保の提供を命ずる必要がないと認めるときは、当該税関長は、その関税額の全部について当該納付すべき期限を2月以内に限り延長することができる。
- 3 特例輸入者は、特例申告書の提出期限後に特例申告を行った場合には、当該特例申告に係る関税に併せて、特例申告書の提出期限の翌日から当該関税を納付する日までの日数に応じた延滞税を納付しなければならない。
- 4 輸入の許可前における貨物の引取りの承認を受けて引き取った貨物に係る税額につき、関税法第7条の17の規定による税関長の通知を受けた者は、その通知の書面に記載された税額に相当する関税を、当該通知の送達に要すると見込まれる期間を経過した日として当該書面に記載された期限までに納付しなければならない。
- 5 納税者は、関税を納付すべき外国貨物について、関税法第9条の5第1項の規定により関税の納付を委託する場合においては、同法第9条の6第1項に規定する納付受託者がその委託を受けた後であれば、当該納付受託者が当該関税を納付する前であっても、輸入の許可を受けることができる。

第9問 次の記述は、輸出通関に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 特定輸出者は、特定輸出申告を行って輸出の許可を受けた後において、外国貿易船に積み込まれた当該特定輸出申告に係る貨物の一部がその船舶の出港前、かつ、船荷証券の発行前に船卸しされた場合であっても、当該貨物に係る輸出の許可数量、価格等の変更を申請できないこととされている。
- 2 仮に陸揚げされた外国貨物を当該外国貨物に係る船荷証券における陸揚港に向けて送り出そうとするときは、当該外国貨物が外国為替及び外国貿易法第48条第1項（輸出の許可等）の規定による許可を受けなければならないものである場合を除き、関税法第75条に規定する積戻しの許可を受けることを要しない。
- 3 輸出の許可を受けた貨物（関税法第30条第1項（外国貨物を置く場所の制限）に規定する特例輸出貨物を除く。）の全部について、外国貿易船に積み込む前にその輸出が取止めになり、これを国内に引き取る場合は、輸入貿易管理令の規定による輸入の承認を必要とせず、かつ、その引取りに係る輸入申告書への仕入書の添付を省略することができる。
- 4 特定委託輸出者は、特定委託輸出申告に係る貨物が置かれている場所から当該貨物を外国貿易船に積み込もうとする開港までの間において一の特定保税運送者に一貫して運送させることとされているが、当該貨物が輸出の許可を受けた後は、他の特定保税運送者により運送させることができる。
- 5 特定輸出者は、特定輸出申告を行って輸出の許可を受けた場合に、当該特定輸出申告に関して作成した仕入書について税関長に提出したときであっても、当該仕入書の写しを当該輸出の許可の日の翌日から5年間保存しなければならない。

第10問 次の記述は、輸入通関に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 税関長は、原産地について直接又は間接に偽った表示がされている外国貨物については、その原産地について偽った表示がある旨を輸入申告をした者に通知し、その表示を消させ、又は訂正させた上で積み戻させなければならないこととされている。
- 2 外国貿易船に積み込んだ状態で輸入申告をすることが必要な貨物については、他の貨物と混載することなくその状態で関税法第67条の検査及び許可を受けようとする場合において、その貨物の性質、形状及び積付けの状況が当該検査を行うのに支障がなく、かつ、輸入の許可を受けるために当該貨物を保税地域等に入れることができると認められるときは、税関長の承認を受けて、当該外国貿易船の係留場所を所轄する税関長に対して輸入申告をすることができるとされている。
- 3 先にした納税申告により納付すべき税額に不足額がある場合において、当該納税申告に係る貨物の輸入の許可前にする修正申告は、当該納税申告に係る書面に記載した税額等を補正することにより行うこととされている。
- 4 保税地域に蔵置されている外国貨物の輸入申告の前に、通関業者が当該貨物の関税定率法別表の適用上の所属区分を確認するため、当該保税地域において当該貨物を消費した場合には、当該通関業者がその消費の時に当該貨物を輸入するものとはみなされない。
- 5 本邦に本店又は主たる事務所を有しない法人が輸入申告を行おうとする場合には、通関業者を税関事務管理人として定め、当該輸入申告に係る税関長にその旨を届け出なければならないこととされている。

第11問 次の記述は、特例輸入者及び特定輸出者に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 特例輸入者が特例申告を行う場合は、当該特例申告に係る貨物で輸入の許可を受けたものについて、特例申告書を作成し、当該許可の日の属する月の翌月末日までに当該許可をした税関長に提出しなければならない。
- 2 特例輸入者が貨物を保税地域に入れて輸入の許可を受けようとする場合には、当該貨物に係る輸入申告を電子情報処理組織（NACCS）を使用して行うときであっても、当該輸入申告は当該保税地域の所在地を所轄する税関長に対してしなければならない。
- 3 関税法の規定に違反して通告処分を受け、その通告の旨を履行した日から3年を経過していない者は、特定輸出者の承認を受けることができない。
- 4 特定輸出者は、輸出しようとする貨物の種類にかかわらず、当該貨物を保税地域等に入れることなく、いずれかの税関長に対して特定輸出申告をすることができる。
- 5 特例輸入者に係る特例申告貨物について、経済連携協定における関税についての特別の規定による便益の適用を受けようとする場合において、その貨物の課税価格の総額が20万円を超えるときは、当該貨物の輸入申告の際に、当該貨物が当該経済連携協定の規定に基づき当該経済連携協定の締約国の原産品とされるものであることを証明した又は申告する書類を税関長に提出しなければならない。

第12問 次の記述は、関税定率法に規定する関税の軽減、免除又は払戻しに関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 修繕のため本邦から輸出され、その輸出の許可の日から1年以内に輸入される貨物について、関税定率法第11条（加工又は修繕のため輸出された貨物の減税）の規定により関税の軽減を受けようとする場合には、当該貨物の輸入申告は、当該貨物の輸出者の名をもってしなければならない。
- 2 本邦に住所を移転するため本邦に入国する者が別送して輸入する家具について、関税定率法第14条（無条件免税）の規定により関税の免除を受けて輸入した場合において、輸入の許可の日から2年以内に売却されたときは、その免除を受けた関税が直ちに徴収される。
- 3 国際的な運動競技会で使用するために関税定率法第17条第1項（再輸出免税）の規定により関税の免除を受けて輸入した物品について、当該運動競技会後に地方公共団体が経営する学校へ寄贈し当該学校において教育のために使用される場合であって、同法第20条の3第1項（関税の軽減、免除等を受けた物品の転用）に規定する税関長の確認を受けたときは、その免除された関税は徴収されない。
- 4 本邦にある外国の大使館の公用品として、関税定率法第16条第1項（外交官用貨物等の免税）の規定により関税の免除を受けて輸入された自動車について、当該大使館の一等書記官の自用品として譲渡する場合には、その免除された関税は徴収されない。
- 5 関税を納付して輸入された貨物のうち、数量が契約の内容と相違するため返送することができないと認められるものでその輸入の時の性質及び形状に変更を加えないものについて、その輸入の許可の日から2年を経過した後に戻し税の適用があることを知った場合には、関税定率法第20条第1項（違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税等）の規定による関税の払戻しを受けることができる。

第13問 次の記述は、関税定率法第4条第1項に規定する課税価格の決定の原則に基づき輸入貨物の課税価格を計算する場合に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用は課税価格に算入することとされており、「その他当該運送に関連する費用」には、当該輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格に含まれていない限度において、輸出国において要したコンテナー・サービス・チャージが含まれる。
- 2 売手が権利を所有する意匠が実施されているおもちゃの原型が輸入された場合において、買手が当該売手に対して、当該原型の代金とは別に当該原型を使用して同じおもちゃを本邦において製造する権利の対価を支払っているときは、当該対価は当該原型の課税価格に含まれる。
- 3 委託販売契約ではない輸入貨物の輸入取引の条件として、買手による当該輸入貨物の再販売に係る収益の一部を買手が売手に支払う取決めがなされている場合において、当該売手に支払う当該収益の一部の額が明らかなときは、当該収益の一部の額は当該輸入貨物の課税価格に含まれる。
- 4 輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して、買手により売手に無償で燃料が提供された場合において、当該燃料が当該輸入貨物の生産の過程で消費されたときは、当該燃料に要する費用の額は当該輸入貨物の課税価格に含まれない。
- 5 関税定率法第4条第1項第1号に規定する輸入港までの運賃等は、輸入貨物（同法第4条の6第1項（航空運送貨物等に係る課税価格の決定の特例）に規定する貨物に該当するものを除く。）の運送が、当該輸入貨物の運送契約成立の時以後に、輸出者又は輸入者の責めに帰し難い理由に起因して当該契約に基づく運送方法及び運送経路以外の方法及び経路で運送されたことにより、当該輸入貨物の実際に要した当該輸入港までの運賃等の額が当該輸入貨物の通常必要とされる当該輸入港までの運賃等の額を著しく超えるものである場合には、当該通常必要とされる当該輸入港までの運賃等とすることとされている。

第14問 次の記述は、外国為替及び外国貿易法第48条に規定する経済産業大臣の輸出の許可及び承認に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 仮に陸揚げした貨物のうち、本邦以外の地域を仕向地とする船荷証券により運送されたものを輸出する場合において、当該貨物が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物に該当するときは、経済産業大臣の輸出の許可を受けることを要する。
- 2 本邦から輸出された貨物を本邦で修理するために輸入し、当該修理を行った後に再輸出する場合には、その再輸出が有償で行われるときであっても、経済産業大臣の輸出の許可を受けることを要しない。
- 3 経済産業大臣の輸出の承認の有効期間は、その承認をした日から6月であるが、経済産業大臣は、特に必要があると認めるときは、当該承認について、6月と異なる有効期間を定め、又はその有効期間を延長することができる。
- 4 国際郵便により送付され、かつ、受取人の個人的使用に供される身廻品を輸出しようとする場合において、その貨物が輸出貿易管理令別表第2の1の項の中欄に掲げるダイヤモンドであるときは、経済産業大臣の輸出の承認を受けることを要しない。
- 5 原産地を誤認させるべき貨物のうち、仮に陸揚げした貨物であって、「MADE IN JAPAN」又はこれと類似の表示を付した外国製のものを輸出しようとする場合には、経済産業大臣の輸出の承認を受けることを要しない。

第15問 次の記述は、関税法に規定する輸入してはならない貨物に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 税関長は、風俗を害すべき書籍に該当する貨物で輸入されようとするものについて、当該貨物を輸入しようとする者に対して、当該貨物の積戻しを命ずることができる。
- 2 税関長は、認定手続を経た後でなければ、回路配置利用権を侵害する物品で輸入されようとするものを没収して廃棄し、又はこれを輸入しようとする者にその積戻しを命ずることができない。
- 3 税関長は、爆発物又は火薬類に該当する貨物で輸入されようとするものを没収して廃棄することができない。
- 4 覚醒剤取締法に規定する覚醒剤原料は、政府が輸入するもの及び他の法令の規定により輸入することができることとされている者が当該他の法令の定めるところにより輸入するものを除き、輸入してはならない貨物に該当する。
- 5 郵便切手及び郵便切手以外の郵便に関する料金を表す証票の模造品は、郵便切手類模造等取締法の規定により総務大臣の許可を受けて輸入するものを除き、輸入してはならない貨物に該当する。

【択一式】 —— 各問題1点 ——

第16問 次の記述は、関税の納税義務に関するものであるが、その記述の誤っているものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、誤っている記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 関税定率法第10条第2項（変質、損傷等の場合の減税又は戻し税等）の規定による関税の払戻しが、当該払戻しを受ける者の申請に基づいて過大な額で行われた場合には、国税徴収の例により、その過大であった部分の金額に相当する関税額について、当該関税の払戻しを受けた者が納める義務を負う。
- 2 本邦と外国との間を往来する船舶の乗組員がその携帯品である外国貨物を輸入する前にその個人的な用途に供するため使用した場合には、当該外国貨物を輸入したものとみなし、当該乗組員がその関税を納める義務を負う。
- 3 税関長からの検査が終了した旨の通知に係る郵便物が、名宛人に交付される前に亡失し、又は滅却されたときは、当該郵便物が災害その他やむを得ない事情により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合を除き、日本郵便株式会社がその関税を納める義務を負う。
- 4 指定保税地域にある外国貨物（輸出の許可を受けた貨物を除く。）が亡失し、又は滅却されたときは、当該外国貨物が災害その他やむを得ない事情により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合を除き、当該外国貨物を管理する者がその関税を納める義務を負う。
- 5 税関長に届け出て税関空港と保税地域との相互間を外国貨物のまま運送された郵便物（輸出されるものを除く。）が発送の日の翌日から起算して7日以内に運送先に到着しないときは、当該郵便物が災害その他やむを得ない事情により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合を除き、その届出をした者がその関税を納める義務を負う。

第17問 次の記述は、関税の修正申告、更正の請求、更正及び決定に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 納税申告が必要とされている貨物についてその輸入の時までに当該申告がないとして、当該貨物に係る課税標準又は納付すべき税額の決定を受けた者は、当該決定により納付すべき税額が過大である場合には、当該決定について更正があるまでは、当該決定に係る課税標準又は納付すべき税額を修正する申告をすることができる。
- 2 関税法第73条第1項の規定により輸入の許可前における貨物の引取りに係る税関長の承認を受けた者は、当該承認の日から起算して5年を経過する日と輸入の許可の日とのいずれか遅い日までの間に限り、その貨物の納税申告に係る課税標準につき更正をすべき旨の請求をすることができる。
- 3 特例申告をした者は、当該申告に係る納付すべき税額の計算に誤りがあったことにより、当該申告により納付すべき税額が過大である場合には、当該申告に係る特例申告書の提出期限から5年以内に限り、税関長に対し、その申告に係る納付すべき税額につき更正をすべき旨の請求をすることができる。
- 4 税関長は、納税申告に係る貨物の関税の納付前に更正であって、課税標準又は納付すべき税額を増額するものに限り、更正通知書の送達に代えて、当該納税申告をした者に当該納税申告に係る書面に記載した納付すべき税額を是正させ、又はこれを是正してその旨を当該納税申告をした者に通知することによってすることができる。
- 5 税関長は、納税申告が必要とされている貨物について、その輸入の時までに当該申告がない場合であって、その調査により、当該貨物に係る納付すべき税額を決定したときは、その決定した納付すべき税額が過大であることを知ったときに限り、当該決定に係る納付すべき税額を更正する。

第18問 次の記述は、関税の担保の提供及び関税の徴収に関するものであるが、その記述の誤っているものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、誤っている記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 関税法第9条の2第1項の規定により、関税の納期限の延長を受けようとする輸入者は、その関税額に相当する額の担保を提供しなければならないが、災害その他やむを得ない理由により、その延長された納期限について同法第2条の3の規定により更に延長を受けようとするためには、同条の規定により追加の担保を提供する必要はない。
- 2 関税法第9条の6第1項に規定する納付受託者が、関税を納付しようとする者から納付の委託を受けた関税を納付期日までに完納しないときは、税関長は、その関税を当該納付受託者から徴収することとされているが、当該納付受託者に対して滞納処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合には、その残余の額について当該関税に係る納税者から徴収することができる。
- 3 関税の担保として税関長が確実と認める保証人の保証を提供しようとする者は、保証人の保証を証する書面を税関長に提出することとされており、当該書面は、当該保証人（法人である場合にあっては、当該保証人の代表者）の記名押印があるものでなければならない。
- 4 関税の徴収権の時効については、その援用を要せず、また、その利益を放棄することができない。
- 5 保税展示場の許可の期間の満了の際に当該保税展示場にある外国貨物が、税関長が定めた期間内に搬出されないときは、税関長は、当該保税展示場に当該外国貨物を入れることの承認を受けた者から、直ちにその関税を徴収する。

第19問 次の記述は、輸出通関に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 経済連携協定の規定に基づき我が国の原産品とされる貨物を当該経済連携協定の締約国に輸出しようとする者は、当該貨物の輸出申告の際に、当該貨物が我が国の原産品であることを証明した又は申告する書類を税関長に提出しなければならない。
- 2 船舶により輸出される貨物についての輸出申告書に記載すべき当該貨物の価格は、当該貨物の本邦の輸出港における本船甲板渡し価格とすることとされているが、当該貨物が無償で輸出される場合にあっては、当該貨物の本邦内における調達原価に基づく価格とすることとされている。
- 3 輸出申告は、特定輸出者、特定委託輸出者又は特定製造貨物輸出者が行うものを除き、その申告に係る貨物を保税地域又は税関長が指定した場所に入れた後にするものとされている。
- 4 税関長は、特定輸出者から特例輸出貨物に係る輸出の許可を取り消すべき旨の申請があったときは、当該特例輸出貨物が外国貿易船又は外国貿易機に積み込まれるまでの間に当該許可を取り消すことができる。
- 5 貨物を業として輸出する者は、輸出の許可を受けた貨物について当該貨物の品名、数量及び価格その他必要な事項を記載した帳簿を備え付け、当該許可の日の翌日から7年間保存しなければならない。

第20問 次の記述は、輸入通関に関するものであるが、その記述の誤っているものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、誤っている記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 本邦に住所及び居所を有しない個人が貨物を輸入しようとする場合には、税関事務管理人を定め、その定めた旨を税関長に届け出た上で、当該貨物の品名並びに数量及び価格（特例申告貨物以外の貨物については、課税標準となるべき数量及び価格）その他必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、輸入の許可を受けなければならない。
- 2 課税標準となるべき価格が20万円を超える郵便物であって寄贈物品に該当するものを輸入しようとする者は、税関長に輸入申告し、貨物につき必要な検査を経て、輸入の許可を受けなければならない。
- 3 特例委託輸入者は、輸入しようとする貨物を保税地域等に入れる前に、電子情報処理組織（NACCS）を使用して当該貨物に係る輸入申告を行うことができる。
- 4 税関長は、原産地について誤認を生じさせる表示がされている外国貨物については、輸入を許可しない。
- 5 はしけに積み込んだ状態で輸入申告をすることが必要な貨物を輸入しようとする者は、税関長の承認を受けて、当該はしけの係留場所を所轄する税関長に対して輸入申告をすることができる。

第21問 次の記述は、保税運送に関するものであるが、その記述の誤っているものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、誤っている記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 外国貨物の移動が同一開港又は同一税関空港の中で行われる場合には、当該外国貨物は、保税運送の承認を受けることなく外国貨物のまま運送することができる。
- 2 税関長は、運送の状況その他の事情を勘案して取締り上支障がないと認めるときは、1年の範囲内で税関長が指定する期間内に発送される外国貨物の運送について一括して承認することができる。
- 3 保税運送の承認を受けて運送された外国貨物（輸出の許可を受けた貨物を除く。）がその指定された運送の期間内に運送先に到着しないときは、当該外国貨物の荷受人から、直ちにその関税が徴収される。
- 4 税関長は、保税運送の承認をする場合において必要があると認めるときは、税関職員に当該承認に係る貨物の検査をさせ、また、関税額に相当する担保を提供させることができる。
- 5 税関長は、保税運送の承認をする場合においては、相当と認められる運送の期間を指定しなければならないこととされており、その指定後災害が生じたため必要があると認めるときは、その指定した期間を延長することができる。

第22問 次の記述は、関税定率法に規定する関税の軽減又は免除に関するものであるが、その記述の誤っているものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、誤っている記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 加工のため本邦から輸出され、その輸出の許可の日から1年以内に輸入される貨物については、本邦においてその加工をすることが困難であると認められる場合には、関税定率法第11条（加工又は修繕のため輸出された貨物の減税）の規定による関税の軽減を受けることができる。
- 2 課税価格の合計額が1万円以下の物品については、当該物品が関税定率法の別表第61.09項に掲げるTシャツである場合には、当該Tシャツがその輸入者の個人的な使用に供されると認められるものを除き、同法第14条第18号（無条件免税）の規定による関税の免除を受けることができる。
- 3 博覧会への参加者が当該博覧会の会場において観覧者に無償で提供をする博覧会の記念品で輸入され、その輸入の許可の日から2年以内に当該記念品以外の用途に供されないものについては、関税定率法第15条第1項（特定用途免税）の規定による関税の免除を受けることができる。
- 4 國際的な運動競技会において使用される物品で輸入され、その輸入の許可の日から1年以内に輸出されるものについては、関税定率法第17条第1項（再輸出免税）の規定による関税の免除を受けることができる。
- 5 本邦から出漁した本邦の船舶内において、本邦から出漁した本邦の船舶によって外国で採捕された水産物を原料として製造して得た製品で、輸入されるものについては、関税定率法第14条の3第1項（外国で採捕された水産物等の減税又は免税）の規定による関税の免除を受けることができる。

第23問 次の記述は、課税価格の計算方法に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して、買手により無償で直接に提供され、当該輸入貨物に組み込まれているラベルであって、我が国の法律に基づき表示することが義務付けられている事項のみが表示されているものに要する費用の額は、当該輸入貨物の課税価格に含まれる。
- 2 輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して、買手により無償で直接に提供された役務に要する費用のうち、当該輸入貨物の生産のために必要とされた技術であって、本邦において開発されたものに要する費用の額は、当該輸入貨物の課税価格に含まれる。
- 3 本邦において開催されるオークションにおける委託販売のためにその委託販売契約の受託者により輸入される貨物は、輸入取引によらない輸入貨物に該当し、関税定率法第4条第1項に規定する課税価格の決定の原則に基づき当該輸入貨物の課税価格を決定することができない。
- 4 関税定率法第4条の3の規定により輸入貨物の課税価格を決定する場合には、当該輸入貨物の製造原価によって課税価格を計算できないときに限り、当該輸入貨物又は当該輸入貨物と同種若しくは類似の貨物に係る国内販売価格に基づき課税価格を計算することとされている。
- 5 輸入貨物が航空機により運送された無償の見本であって、その航空機による運賃及び保険料により計算した場合の課税価格が30万円以下のものについての輸入港に到着するまでの運送に要する運賃及び保険料は、航空機による運送方法以外の通常の運送方法による運賃及び保険料によるものとされている。

第24問 次の記述は、関税率表の解釈に関する通則に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 関税率表の解釈に関する通則1においては、関税率表の適用に当たっては、物品の所属は、部、類及び項の規定並びにこれらに関係する部又は類の注の規定に従うこととされている。
- 2 関税率表の解釈に関する通則2(b)においては、二以上の材料又は物質から成る物品の所属は、関税率表の解釈に関する通則3の原則に従って決定することとされている。
- 3 関税率表の解釈に関する通則3(b)においては、混合物であって、関税率表の解釈に関する通則3(a)の規定により所属を決定することができないものは、当該物品の全重量に占める割合が最も高い材料から成るものとしてその所属を決定することとされている。
- 4 関税率表の解釈に関する通則4においては、関税率表の解釈に関する通則1から3までの原則によりその所属を決定することができない物品は、等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属することとされている。
- 5 関税率表の解釈に関する通則6においては、項のうちいずれの号に物品が属するかについて、関係する部又は類の注は適用されないこととされている。

第25問 次の記述は、外国為替及び外国貿易法第52条に規定する経済産業大臣の輸入の承認に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 貨物を輸入しようとする者は、当該貨物の輸入について経済産業大臣の輸入割当を受けたときは、経済産業大臣の輸入の承認を受けることを要しない。
- 2 経済産業大臣の輸入割当では、貨物の数量により行うこととされており、貨物の価額により行うことはできない。
- 3 経済産業大臣の輸入の承認を受けた者は、その輸入承認証を必要としなくなった場合には、当該承認の有効期間が満了する日までに当該輸入承認証を経済産業大臣に提出しなければならない。
- 4 経済産業大臣の輸出の承認を受けて本邦から輸出された後、無償で輸入される貨物であって、その輸出の際の性質及び形状が変わっていないものであっても、当該貨物が有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約に定める有害廃棄物に該当する場合には、経済産業大臣の輸入の承認を受けなければならない。
- 5 船舶又は航空機により輸出した貨物であって、当該船舶又は航空機の事故のために積み戻したものを輸入する場合には、当該貨物が経済産業大臣の輸入割当を受けるべきものとして公表された品目に該当するときであっても、経済産業大臣の輸入の割当を受けることを要しない。

第26問 次の記述は、関税法第8章に規定する不服申立てに関するものであるが、その記述の誤っているものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、誤っている記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 関税法又は他の関税に関する法律の規定による税関職員の処分に不服がある者は、再調査の請求をすることができる。
- 2 関税の確定又は徴収に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経ることなく、提起することができる。
- 3 税関長が輸入されようとする貨物のうちに特許権を侵害する物品に該当する貨物があると認定して、当該貨物を輸入しようとする者に対し、その旨及びその理由を通知した場合において、当該通知の取消しの訴えを行おうとする者は、当該通知についての審査請求に対する裁決を経ることなく、当該取消しの訴えを提起することができる。
- 4 税関長が輸入されようとする貨物のうちに児童ポルノに該当すると認めるのに相当の理由がある貨物があるとして、当該貨物を輸入しようとする者に対し、その旨を通知した場合において、当該通知の取消しの訴えを行おうとする者は、当該通知についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、当該取消しの訴えを提起することができない。
- 5 財務大臣は、関税法の規定による税関長の処分について審査請求があった場合において、その審査請求人から関税等不服審査会への諮問を希望しない旨の申出がされているときは、当該審査請求に参加する者から当該諮問をしないことについて反対する旨の申出がされている場合を除き、当該諮問をすることを要しない。

第27問 次の記述は、関税法第10章に規定する罰則に関するものであるが、その記述の誤っているものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、誤っている記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 輸入された貨物について、その輸入者が、関税法第105条第1項（税関職員の権限）の規定による税関職員からの当該貨物についての書類の提示の要求に対し、正当な理由なく当該書類を提示しなかった場合であっても、関税法の規定に基づき罰せられることはない。
- 2 関税法第23条第1項（船用品又は機用品の積込み等）に規定する税関長の承認を受けないで外国貨物である機用品を本邦と外国との間を往来する航空機に積み込んだ者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがある。
- 3 関税法第109条（輸入してはならない貨物を輸入する罪）の犯罪行為の用に供した船舶については、当該船舶がその犯人以外の者の所有に係り、かつ、その所有する者が、その犯罪が行われた後、その情を知らないで当該船舶を取得したと認められるときは、没収されることはない。
- 4 関税法第67条（輸出又は輸入の許可）の輸入申告に際し、通関業者が偽った申告をし、貨物を輸入することとなった場合には、当該偽った申告をした通関業者は、関税法の規定に基づき罰せられることがある。
- 5 関税法第32条（見本の一時持出）に規定する税関長の許可を受けないで保税地域にある外国貨物を見本として一時持ち出した者については、その一時持出しを行った後に当該外国貨物を保税地域に戻した場合であっても、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられることがある。

第28問 次の記述は、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、正しい記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 通関業者は、通関士が通関業務に従事している営業所における通関業務として他人の依頼に応じて税関官署に対してする輸入申告書の提出を電子情報処理組織（NACCS）を使用して行う場合において、その申告の入力の内容を通関士に審査させるとときは、当該内容を電子情報処理組織（NACCS）に係る入出力装置の表示装置に出力して当該審査を行うことはできない。
- 2 関税法第98条第1項の規定による開庁時間外の事務の執行の求めに関する届出は、電子情報処理組織（NACCS）を使用して行うことができない。
- 3 関税暫定措置法施行令第27条第1項の規定による関税暫定措置法第8条の2第1項の特惠関税に係る原産地証明書の提出は、電子情報処理組織（NACCS）を使用して行うことができる。
- 4 通関業法第4条第1項の規定による通関業の許可申請書の提出は、電子情報処理組織（NACCS）を使用して行うことができない。
- 5 家畜伝染病予防法第38条の2第1項の規定による動物検疫所に対する動物の輸入に関する届出は、電子情報処理組織（NACCS）を使用して行うことができない。

第29問 次の記述は、関税法に規定する輸出してはならない貨物に関するものであるが、その記述の誤っているものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、誤っている記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 税関長は、仮に陸揚げされた外国貨物のうちに意匠権を侵害する物品があると思料するときは、当該外国貨物が意匠権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続を執らなければならない。
- 2 税関長は、輸出されようとする貨物のうちに特許権を侵害する物品に該当する貨物があると思料する場合に、当該特許権に係る輸出差止申立てが行われているときは、当該貨物が特許権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続を執らなければならない。
- 3 税関長は、育成者権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続において、必要があると認めるときは、農林水産大臣に対し、当該認定のための参考となるべき意見を求めることができる。
- 4 税関長は、輸出してはならない貨物に係る認定手続を執った場合において、当該認定手続が執られた貨物が商標権を侵害する物品に該当する又は該当しないと認定した旨の通知をする前に、当該貨物が輸出されないこととなったときには、当該貨物に係る商標権者に対し、当該貨物が輸出されないこととなった旨を通知するものとされている。
- 5 著作権者が、自己の著作権を侵害すると認める貨物について、税関長に対し、輸出差止申立てを行う場合において、当該輸出差止申立てが効力を有する期間として当該著作権者が希望することができる期間は4年以内に限ることとされている。

第30問 次の記述は、関税定率法第8条に規定する不当廉売関税に関するものであるが、その記述の誤っているものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。なお、誤っている記述がない場合には、「0」をマークしなさい。

- 1 不当廉売された貨物の輸入が当該貨物と同種の貨物を生産している本邦の産業に実質的な損害を与えるおそれがある事実がある場合には、当該本邦の産業を保護する必要があると認められないときであっても、不当廉売関税を課すことができることとされている。
- 2 政府は、関税定率法第8条第5項の規定による調査が開始された日から60日を経過する日以後において、その調査の完了前においても、十分な証拠により、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入が本邦の産業に実質的な損害を与える事実を推定することができ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、貨物、当該貨物の供給者又は供給国及び期間を指定し、当該指定された供給者又は供給国に係る当該指定された貨物で当該指定された期間内に輸入されるものにつき、当該貨物を輸入しようとする者に対し、当該貨物の正常価格と推定される価格と不当廉売価格と推定される価格との差額に相当する額と同額以下の暫定的な関税を課すことができることとされている。
- 3 関税定率法第8条第1項の規定により、不当廉売された貨物の輸入が本邦の産業に実質的な損害を与える事実がある場合において、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、貨物、当該貨物の供給者又は供給国及び期間を指定し、当該指定された供給者又は供給国に係る当該指定された貨物で当該指定された期間内に輸入されるものにつき、関税率表の税率による関税のほか、当該貨物の正常価格と不当廉売価格との差額に相当する額と同額以下の不当廉売関税を課すことができることとされている。
- 4 関税定率法第8条第2項に規定する暫定措置がとられていた期間内に輸入された貨物について課することができる不当廉売関税は、当該不当廉売関税を課されることとなる貨物の輸入者が納める義務があるものとされている。
- 5 政府は、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入が本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うこととされている。

